



休暇制度の新設及び改定について

～ワーク・ライフ・バランスを積極的に進めます～

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、働きがいと働きやすさの両立により、職員のウェルビーイングの更なる向上を図るため、下記のとおり休暇制度の新設及び改定を行いますのでお知らせします。

当行では、引き続き働きやすい職場環境づくりにつとめるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みを積極的に進めてまいります。

記

1. 「健診休暇」の新設

当行は、お客さま・地域社会との共存共栄をめざし、地域社会に貢献していくためには、働く職員が心身ともに健康であることが重要であると考えております。

職員一人ひとりの健康意識の向上につとめるとともに、健康で活気ある企業風土と職場づくりに取り組むため、「健診休暇」を新設します。

「健診休暇」内容

休暇取得例	日数	取得単位
健康診断、人間ドック、二次検査等	2日間/年	1日または半日

2. 「ほほえみ休暇」の取得時期拡大

当行では、福利厚生の一環として従来より未婚者は「誕生日」、既婚者は「結婚記念日」に取得できる特別有給休暇（*）「ほほえみ休暇」を制定しています。今回、当該休暇取得可能時期を拡大し、より取得しやすい環境を整備します。

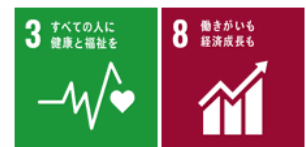
「ほほえみ休暇」変更内容

（原則）取得日	（変更前）取得可能日	（変更後）取得可能日
未婚者：誕生日 既婚者：結婚記念日	休暇日当日に取得できない場合は <u>その月</u> の適宜の日に変更可能。	休暇当日に取得できない場合は <u>その月又は前後1ヶ月</u> の適宜の日に変更可能。

*労働基準法に定められている年次有給休暇とは別に、福利厚生などを目的として、当行が独自に設定している法定外の有給休暇。

3. 実施日

2023年4月1日（土）



以上